

## 仕様書

## 1. 件名

令和6年度国連気候変動枠組条約交渉事業費（地球温暖化問題を巡る国際動向調査（気候変動枠組条約（UNFCCC）））

## 2. 事業目的

2015年にフランスのパリで行われたCOP21では、すべての国が参加する新たな国際枠組みであるパリ協定が採択された。

2023年11月から12月にアラブ首長国連邦で行われたCOP28では、パリ協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバルストックテイクに関する決定文が初めて採択された。同決定文には、パリ協定の1.5度努力目標達成のための緊急的な行動の必要性や2025年までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象としたNDCの策定、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別の排出削減貢献等について明記された。

また、COP28では、COP27で策定された緩和作業計画に関する決定文も採択され、2023年に開催された2回のダイアログの年間報告書や閣僚級ラウンドテーブルでの議論に留意することや同計画の運用改善点、第60回補助機関会合での進捗の検討等が盛り込まれた。今後、本決定文に基づき、各国が能力に応じた排出削減を進めていくよう、COP及びCMA（パリ協定締約国会合）を中心とした多国間会合において働きかけていくことが重要である。また、パリ協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバルストックテイクを通じて、各国の野心向上の取組を強化する。各国が脱炭素化の取組を強化することで、わが国の優れた脱炭素技術の国際展開につなげ、各国のビジネス環境の整備を推進する。

働きかけにあたっては、世界各国の情勢等を常時把握・分析するとともに、COP及びCMAにおいて日々刻々変化する交渉状況に応じて対応していかなければならない。特に、世界最大及び世界第二位の排出国であり、気候変動交渉におけるキープレイヤーである中国及び米国の考え方や、意志決定される過程を構造的かつ定期的に把握しておくことが重要である。

同時に、長年交渉に従事している各国の交渉官と渡り合うため、気候変動問題に対する深い知見、長きにわたる交渉経緯に対する十分な理解、実際に現場で交渉をこなしてきた経験等の高い専門性を兼ね備える人材を、可能な限り長期的に確保しておくことも必要である。

以上を踏まえ、本調査では、UNFCCC関連会合に出席し、実際に交渉にあたる専門家を確保することによって、気候変動問題に関する高度な専門家として育成するとともに、高い専門性に基づく有益な助言を政府交渉団に還元することを目的とする。併せて、交渉状況や世界情勢等の調査・分析を行うとともに、米国と中国の国内動向を深く分析できる仕組みを構築することにより、気候変動問題への対策に関する我が国の取組に貢献することを目的とする。

### 3. 事業内容

#### (1) UNFCCC関連会合への参加

UNFCCC関連会合へ参加し、政府代表団の一員として交渉に当たるとともに、日本政府代表団に対し有益な助言を与える。令和6年度に予定されている関連会合は以下のとおり。

- ・第60回補助機関会合（SB）

2024年6月3日～6月13日 ドイツ（ボン）（出張期間は14泊15日程度（緩和作業計画のダイアログへの対応を含む）、出張者は1名程度を想定）

- ・第29回気候変動枠組条約締約国会合（COP29）関連会合

2024年11月11日～11月22日 アゼルバイジャン（バクー）

（出張期間は16泊17日程度（事前会合や会期延長への対応を含む）、出張者は1名程度を想定）

・緩和作業計画の毎年2回のダイアログ（各ダイアログ2日間を想定。第1回目はSBの前後で開催されることを踏まえ出張を想定。但し、オンラインで参加できる場合はオンラインでの参加とする。第2回目はオンラインでの対応を想定。）

UNFCCC関連会合への出席に当たっては、以下の要領での出席、文書の作成、報告を行う。気候変動交渉に特有の専門用語や各国事情の理解だけでなく、経験に基づく気候変動交渉に係る高い専門性、国際会議に対応できるだけの英語のコミュニケーション能力を備えた者が業務に当たること。

- a) 事前の会合資料の分析・対処方針に関する助言

会合への参加前に、経済産業省産業技術環境局環境政策課地球環境対策室（以下「担当課室」という。）と相談の上、担当分野を決定する。担当分野については会合前にUNFCCCのホームページに公開される関連資料等の分析を行い、政府としての対処方針協議に対応し、担当課室に対して助言を行う。特に令和6年度の重点分野としてはNDC及びグローバルストックテイク、緩和作業計画を想定。

- b) 会合への出席

会合では、担当課室の指示に従い、基本的には政府代表団と同じ日程・スケジュールで行動することとする。担当分野の会合においては、各省庁からの参加者と連携・協議する。交渉状況を判断し、必要な場合には至急担当課室へ連絡

することとする。また、高度な専門性を活用し、会合中に政府代表団に対し適宜助言を与える。

c) 日々の報告資料の作成

担当課室の指示に従い、会合期間中に随時、担当分野の交渉動向について報告資料を作成する。報告のタイミングは、現地時間翌日朝実施される日本政府代表団ミーティング前を目安とし、関係者に共有する。

※ 上記日程、開催場所については現時点での想定であり、変更の可能性がある。

担当課室と相談の上、柔軟に対処すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、会合がオンライン開催となった場合は、出張せずに国内から会合に参加することとする。

※ 担当課室と調整し、航空機、ホテルの予約、必要に応じてビザの取得等派遣にかかる所要の手続きを講じること。

(2) 交渉状況や世界情勢等の調査・分析

(ア) NDC・長期戦略を中心とする気候変動交渉状況等の調査・分析

G7/G20、さらには11月に予定されているCOP29に向けて、各国が野心的なNDCや長期戦略等を作成・提出することが想定される。主要国（米国、EU、ドイツ、フランス、英国、中国等）を中心にNDCや長期戦略の内容についてパリ協定実施指針の内容並びに交渉経緯及び各国の政治情勢や国内政策を踏まえ、具体的内容や前回の提出内容からの変更点について分析する。

また、NDCの進捗報告・検証に係る透明性システム及びグローバルストックテイク、資金（特に資金の分類に関する動向）等をめぐる交渉を中心として全体を俯瞰し、各国の政治情勢や国内政策、他国との関係性、その交渉戦略等の調査・分析を行う。

(イ) 米国における気候変動関連分野の調査

UNFCCC及びパリ協定に基づく取組、関連動向等を構造的に把握するため、米国政府の動向、気候変動関連分野に関する政策・取組、関連統計、キープレイヤーの言動（特に議会や政府との関係）等のうち、主要なものを調査する。

以上の調査の実施において、必要な能力を備えた米国内のコンサルタントあるいは法律事務所等に外注する。その際、成果は担当課室に帰属するものとする。産業界や学界、非政府組織だけでなく、政府や議会（民主党、共和党の両方）との関係も強いコンサルタントあるいは法律事務所等とすることに留意する。

調査の中では、2024年5月（又は委託契約締結日から3週間以内）から1～2ヶ月程度に一度（計9回程度）、定期的にレポートを作成し、担当課室に納入することとする。（分量は、1回当たりA4で10頁程度とする。英文可。）

なお、本レポートを調査報告書に加えるかどうかは、担当課室と相談することとする。

加えて、本レポートの内容を踏まえ、本調査の趣旨に沿う形で、米国動向を深く分析する報告書（要約付き）を作成する。この作成のため、外注先との打ち合わせ及び関連動向調査のため米国に出張する（1回程度、1回当たり3泊程度、出張者は一名を想定）。

調査項目については、例えば以下を含めることとし、その詳細については担当課室と相談の上、外注先と契約を結ぶこととする。

- a) 米国政府内の気候変動交渉における対応方針に関する調査
  - ① 主要な政策決定者及びステークホルダーの関連する見解や発言内容
  - ② 米国政府内の対応方針に係る検討状況の詳細情報
  - ③ 米国政府の対応方針に影響を及ぼす法的課題
- b) 気候変動交渉全体に影響を与え得る米国関連政策の動向調査
  - ① 4月に予定されている気候サミットの動向
  - ② 関係機関（DOE、EPA、州政府、議会等）が実施する関連政策に関する動向
  - ③ 米国議会の動向およびそれらが国内及び国際的な気候変動政策に及ぼす影響
  - ④ 米国と他の主要排出国、特に中国やインドとの調整の動向
  - ⑤ エネルギー及び温室効果ガス排出に関する政府の将来見通しや経済モデルに関する情報（EIAのAnnual Energy Outlook等）

米国内のコンサルタントあるいは法律事務所等としては、例えば以下等を想定している。

- Climate Advisers
- Van Ness Feldman, LLP
- Bracewell, LLP

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じ、国内・海外を含む出張・会議等について、対面での開催が困難と考えられる事項については、担当課室と相談の上、電話でのヒアリングやオンライン会議を含む、その業務を全うする上で必要な措置を検討し、流動的に対応してよいものとする。

#### 4. 報告書の作成

上記の内容を踏まえ、担当課室と協議の上、報告書を作成する。

## 5. 事業期間

委託契約締結日から、令和7年3月31日まで。

## 6. 成果物

### ・調査報告書電子媒体（CD-R） 1式

- 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

### ・調査報告書電子媒体（CD-R） 2式（公表用）

- 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
- 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。

◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。

◆Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

## 7. 成果物の納入場所

経済産業省産業技術環境局地球環境対策室

## 8. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

「情報セキュリティに関する事項」

以下の事項について遵守すること。

1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製

した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。  
なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。
- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。
- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- 15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

- 16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
  - ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
  - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
  - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
  - ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
  - ⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。
  - ⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス(ソーシャルメディアサービスを含む)を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ(アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。)の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

## 9. 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

#### 10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。